

午前十時一分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の議第一号から議第十号までに対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○二十三番（岩男三男君） できるだけ簡潔に、四点ほど質問をしてみたいと思います。

最初に、補正予算の部分から、七ページの繰越明許費補正についてお尋ねいたします。

この一番最後の公園費の中で総合体育館建設事業費が繰り越しになっておりますけれども、これはどういうことなのかということ、まずお尋ねしたいと思います。これが繰り越すということが、別府市にとりましては久方ぶりの大型事業でありますし、なぜ繰り越さなければいけないのか。本来計画したとおりのことが予定どおりに進んでいくのかどうか、簡潔に答弁をお願いします。

○建設部参事（由川盛登君） お答えいたします。

この体育館の建設事業に当たりましては、国の都市公園整備事業費の補助を受けて事業を進めてまいっておりますところであります。当初の計画では、平成十三年七月の着工予定で、十三年度工事分の予算計上を上げさせていただきましたが、国の補助申請の手続きを進めてまいりましたが、国の機構改革によりまして省庁の編成がなされ、建設省が国土交通省に変わりました。新体制のもとで新たに国土交通省の九州地方整備局が窓口となり、審査の受け直しを受けたわけでございます。そのために承認が大幅におくれまして、入札執行ができなくなりまして、結果、議員皆さんも御承知のとおり九月議会で御承認をいただいて十月に着工という運びになりましたので、当初の計画より三カ月間おくれた、その分の出来高七億二百二十一万六千円を繰り越しをお願いするものでございます。なお、国・県には事前にその旨の御了解を得て、工事に着手いたしましたところでございます。

現場は、現在一、二階部分の鉄骨の組み上げを行っているところでありまして、今年度末までには、三月末までには一三%の契約当時の出来高はクリアいたします。十四年度、来年の三月、十五年の三月末までは八〇%、予定どおり進めるように工程表は推移いたしております。この八月には鉄骨が全部終わりまして、九月からは屋根ぶき工事、十一月には屋根ぶき工事が終わりまして内装ということで、工事については順調に推移をいたしております。

○二十三番（岩男三男君） 説明はよくわかりました。今後行うであろう上棟式、また定礎式等もあろうかと思いますが、どうか無事故で別府

市の市民が誇れるような、素晴らしい施設をつくるために全力を挙げていただきたいと思います。

次に二十九ページ、年金にかかわることですが、その説明。基礎年金事務に要する経費の減額というのが出ておりますけれども、担当者はお入りになりますか、部長いいですか。この説明と、報道等によりますと、この年金の窓口というか、年金の収納事務が国に、国の方で行うというようになるようですけども、どういう方向になるのか。そうならば国民年金課の窓口業務は、今、国保と同じ場所で課長も両方見ながらやっていると思うんですが、今後の年金業務はどうなるのか、その点をお知らせください。○保険年金課長（田仲良行君） お答えいたします。

平成十四年四月より、国民年金にかかる収納事務、資格管理事務等が主なものでございまして、このものが社会保険庁の方に移行するということになります。それに伴いまして、これまで保険料の収納業務をしていただいた嘱託徴収員も解雇せざるを得ない状況となりました。この嘱託制度は、平成二年九月より施行し、市としても随分助けていただきました。徴収員の皆さんの四月以降については、人数等が現在定かではないのですが、社会保険事務所の方で雇用する計画もあります。できるだけ雇用していただけるように市としても最大限の努力をしていきたいと考えております。

収納事務と、先ほど申しました資格管理事務がなくなるわけですが、主に窓口の年金相談等、あと免除事務、そういうのが残ります。規模は、半分以下ぐらいになるのではないかと考えております。

○二十三番（岩男三男君） 肝心のこの予算の説明がなかったんですが、ここに上がっている数字ですね。これと、今言われましたけれども、嘱託業務に七名の方が従事しているけれども、これが国が収納業務をするようになると、これらの人たちが今後どうなるかということが、いまだ決まっていないようですが、どうかこれらの人たちが路頭に迷うことなく、体制をつくっていただきたいと思います。あわせて国保の件を質問しますので、その冒頭に答弁をしてください。

この特別会計の十五ページ。ここに別府市国民健康保険基金の積立金ということで計上されております。この説明と、たしか去年も一億三千七百万程度の積み立てが行われたのではないかと思います。この収納業務にしっかりと課長以下職員の皆さんが取り組んでいただいたたまもので、こうした結果が出ていると思うのですけれども、この基金積み立ての主たる原因と、あわせて時間省略のためにお聞きしますけれども、こうして基金ができるということは、国保に加入している人たちは、非常に生活基盤の弱い人たちです。これらの人たちの国保税を少しでも安くしてあげる、減額をしてあげる、このような考えに、市長も以前、私とのやり取りの中で、そういう方向も考えているということでしたけれども、基金をふやすだけなのか。今後どのような体制でこれらの生活基盤の弱い国保加入者の、特に低所得者の方々

に対する対策、それについてはどのようにお考えですか。

○保険年金課長（田仲良行君） お答えいたします。

先ほどの一般会計の補正予算の二十九ページの、歳出にかかる部分の基礎年金事務に要する経費の減額の説明をさせていただきます。

一応減額の方で百五十四万円、内訳はそこに書いてございますけれども、共済費が六万円、印刷製本費が九十万円の減額、通信運搬費が七十万円の減額で、差し引き百五十四万円の減額補正をさせていただきました。この内容につきましては、社会保険庁の方から歳入として入ってくる六千三十八万七千円の一部の内訳でございます。残りは、人件費として扱っているものでございます。以上が、歳出部分の基礎年金の説明でございます。

続きまして、二点目の基金でございますけれども、平成十二年度の決算剰余金四億八千八百五十二万円を地方財政法第七条の規定に基づきまして二分の一、すなわち二億四千四百二十七万円を基金として積み立てるものでございます。要因でございますけれども、平成十一年度、十二年度と二年連続して、おかげさまで決算剰余金を生じることができました。この主な要因でございますけれども、収納率もわずかずつではあります。右肩上がりの状態が続いていること、それと医療費の伸びが、突発的な病気もなく例年並みであったということが主な要因と分析をいたしております。

先ほど議員さんが申されましたけれども、低所得者対策といいますが、保険税の減額等につきましては、この保有額でございますけれども、これは国の予算編成通知にあります。別府市は、その保険給付額が現在約百億円でございますので、その五%以上、すなわち五億か六億を当初の目的として積み立て、その後、議員さんが申されましたそういう対策、税率改正等をにらんでいきたいなと思っております。

○二十三番（岩男三男君） 昨年度と今年度合わせると三億七千万程度の基金ができるということで、ぜひ頑張って、収納率にしましても昨年度よりも〇・三一、八九・九二という今までにない、十一年が八九・六一、十年が八九・三八、平成六年からずっと、少しずつではあるけれども上がってきている。このままいけば、収納率九〇%も可能ではないかと思えます。職員の皆さんも頑張っていただいてここまで持ってきていただきましたけれども、市長以下部課長も収納のために取り組んでいただいて敬意を表しますが、やはりこうした国保税にしろ税金あるいは市営住宅の家賃にしても、ためればなかなか払えなくなる。ぜひ少ないうちに取り組んでいただきたい。そして、これが一日も早くこうした国保税に加入している人たちの軽減につながるように取り組みを強く要望しておきます。後で市長、最後にまた答弁があったら。もう一つだけ質問をさせていただきます。

次に温泉事業特別会計についてお尋ねします。まだ質問を続けます。終わったわけではありません。

特別会計の五十七ページ、堀田温泉建設事業債の減額、こういうことで計上されておりますけれども、これはどういうことなのか。平成十二年から総工費三億四千万をかけて別府八湯を充実するためにということで、別府観光発展のためにも非常に大事な事業だということで続けてきましたけれども、この平成十三年度の予算が減額されて新年度に持ち越されようとしているけれども、これはどういうことなのか説明を求めます。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

堀田温泉建設事業につきましては、温泉建設予定地の前を通る県道拡幅工事が、平成十四年度中に完成することにあわせて、平成十二年度に用地買収及び造成を実施いたしましたところでございます。平成十三年度に建物実施設計、建築工事を発注、平成十四年十一月に完成、十五年一月オープンする予定でございました。平成十二年度には計画どおり事業完了しましたが、今年度になり県道拡幅工事において用地交渉が難航いたしましたと聞いております。平成十四年度中に完成予定の道路整備が、平成十六年度までに事業期間が延長になったというふうにとらえております。市として、私どもの温泉課としましては、当該温泉施設の入り口に接する県道整備完成のおくれは、温泉施設利用者に対して支障を来すこととなりますので、仮設道路設置等の整備を行うよう、県の土木工事事務所と協議を重ねていたということでございます。その結果、ことしになり、温泉施設に接する仮設道路の整備を平成十四年度中に行うとの回答が得られております。また、これに並行しまして、地元自治会と施設整備内容の説明会を実施いたしました。その内容について、地元住民が利用しやすく、周辺に集客力のある施設がない堀田地区の活性化につながるような施設づくりを検討してほしい旨の要望が出ております。そのため今年度中は地元住民の意見を集約し、施設の整備内容を検討いたしたいというふうに考えております。実施設計の発注は来年度に見送るということで、そういう事情でございます。なお実施設計につきましては、平成十四年四月早々に発注し、七月中旬には建設工事に着手することができるよう考えております。

○二十三番（岩男三男君） 今の答弁では、納得できませんね。議会に対して、当初予算として実施設計そして工事費を計上しながら、県の用地買収がおくれたがために発注できなかった。県が悪い、県が悪いというように今の答弁は聞こえるわけですが、議会に対して当初予算、ここに平成十三年度の予算書がありますけれども、その中に実施設計等委託料六百八十七万六千円、工事請負費五千七百万円。当初予算ですよ、これは、当初予算に計上しながら、この一年間あなた方は何をしてきたのか。市民や地元住民の声を聞いて実施設計として予算を計上したんじゃないのですか。予算を計上してから、住民の声を聞くのですか。今の答弁では納得できませんよ。部長、答弁してください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

実施設計が実施できなかったということに対しましては、私は担当といたしまして、非常に申しわけなく思っております。今課長からる御説明をいたしました、御指摘のとおりだろうというふうな思いもいたしておりますが、ただやはり別府八湯の一つであります堀田温泉は、県道拡幅も完成するというようなところに合わせまして、工事の着工・完成を目指したところでございますが、そういう道路の拡幅の問題もございましたし、さらに地元と当初でございますが、本市が地元提案してありました施設内でございますが、内湯と露天ぶろと――内湯というのは普通浴でございます――ということでございました。もう少し施設面での充実をという声もございましたし、さらには湯量の確保という面ではこれで十分でございますが、地元といたしましても、さらによりよい堀田温泉の建設をということで、湯量の確保につきましても最大限の御協力をしたいというようなお話もございまして、私どもといたしましては、今一度施設の内容、規模といたしましては柴石温泉と同等というようなことを考えておりましたが、それ以降、建築住宅課、私ども温泉課等々で、よりよい施設にすべく内部協議を重ねてきたところでございますし、先ほどの道路の拡幅に合わせまして、オープン時期を若干ずらしてでも、やはりオープンしたあとの経営上の問題もございまして、そういうことを何点か考える中でそのような実施設計を直さざるを得ないということになったわけでございますが、これに対しましては冒頭申し上げましたように、大変担当といたしまして申しわけなく思っておりますし、減額分をそっくり、六千四百万を当初予算に議員御指摘のとおり計上させていただいております。私ども今後、課長から御説明がありましたとおり、四月になりましてすぐ発注できるように準備いたしまして、年度内の完成に向けて最大限の努力をいたしたい。

さらにもう一点申し上げますと、この点につきましては、地元自治会、会長等とも御説明をし、御理解をお願いしているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） 詭弁を弄するとは、そういうことを言うのではないですか、部長、詭弁を弄するな、何を言っている。議会に対して当初で上がってきている。地元の説明会等があったから実施設計がおくれた、地元の人たちとどこで何回協議をしたのですか。ではこの設計は、具体的に設計をするのは建築住宅課ではないのですか。ここに設計委託をしたのではないのですか。いつしたのですか。それともしなかったのか。しなかったということは、温泉課が何にもしなかったということになりますよ。田中真紀子さんのテレビ中継等を見ておったら、私が前へ進もうとすればスカートを踏んで前へ進めない。この実施設計あるいはこの工事について、この工事に対して、だれ一人反対する人はいないのでしょうか。こういう予算の計上をしてくると、無料温泉をつくる会が裁判しているためですかとか、いろんな憶測が

生まれてくる。迷惑です。四番議員も、この大型温泉を、堀田温泉をつくることについては何ら反対はしませんと言う。表現はちょっと違うかもしれませんが、明言されている。何でこの予算を、実施設計をするのに、道路の拡張は何の問題があるんですか。建築住宅課に委託したのですか。その後の流れは、なぜこれができなかったのか。びしっと答弁してください。市長が、「ちょっと待っておけ」と言ったのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおりでございます。私どもといたしましては、当初で計上、議決をいただきましたので、鋭意取り組んだところでございますが、よりよい施設整備ということで、さらに先ほど申し上げました湯量の確保等の見込みもお話の中で出てきておりますので、そういうことで時間を要し、建築住宅課とも協議を、当然でございますが、私どもが主管課でございますので、施設の内容等について、あるいは技術的なことにつきましては建築の方からアドバイスといたしますが、御協議をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、設計自体は委託ということで外部発注する予定でございますが、ここに至ってないということで、先ほども申し上げましたように、非常に申し訳なく思っておりますでございます。

○二十三番（岩男三男君） 今の答弁では、納得できませんよ。あなた方は昨年、建築住宅課に委託したのですか、しないのですか。その部分については、答弁がないではないですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

委託につきましては、建築の方をお願いをいたしておりまして、ずっと建築住宅課とも内部協議を続けてきたところでございます。

○二十三番（岩男三男君） はっきり答弁した方がいいですよ。そのまま委託した状態にあるのですか、今も。温泉課長、何月に委託して、そのまま現在も委託した状態であれば、建築住宅課が怠慢ということになるじゃないですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

委託につきましては、先ほど申し上げましたように、私ども温泉課が主管課でございますので、当然いわゆる個人でいいますと施主でございます。私どもの考え方を建築住宅課に示す中で、建築住宅課としての専門的な御意見をいただきながら、内部を充実した設計の内容にしていきたいということで、協議を進めているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） 部長、去年の七月に住宅住宅課に委託したでしょう。十一月に取り下げているではないですか。もういいと、引っ込めたでしょう。十一月か十二月か知りませんが、去年の暮れに。温泉課長、間違いありますか。

○温泉課長（安部和男君） 二十三番議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○二十三番（岩男三男君） 何で取り下げなければならないか、何で取り

下げなければならなかったのか。明確な理由を説明してください。

○温泉課長（安部和男君） 取り下げた件でございますが、内容につきましては、観光経済部長が申し上げたように、内部、施設の内容、こういったものを十分検討いたしたいというふうで取り下げしております。

○二十三番（岩男三男君） 別府「八湯」ではないけれども、「はっと」するような答弁が返ってくる。この事業がおくれる。十五年一月完成を目指したのが、部長の説明によると二カ月おくれるだけだ。観光経済部長さん、あなたはこの二カ月の重みというのがわかっているのですか。平成十五年一月に堀田温泉が開業する、オープンする。そして観光宣伝をするのと三月にするのと、大きな違いですよ。しかもこの実施設計が、工事はいい、工事は。工事は県がおくれたというから、それで納得しましょう。実施設計がおくれたという理由は何にもないではないですか。湯量がどうだ。湯量がないところに大型温泉を計画するのですか。最初からあったではないですか。地元の合意。地元の合意は、再三にわたって地元の自治会長が、組長さんを何年も、三年も四年もにわたって住民の総意を取りつけた。市営の大型温泉、この堀田の地の発展のためにということで、有料であってもやむを得ない。そこまで来ながら、いまだにここに実施設計も上がってこない。議会軽視も甚だしいではないですか。これ、議会で議決したことではないですか。もう少しきちっと納得できる答弁をしなさいよ。議長、ちゃんと納得できる答弁をさせてください。

○議長（三ヶ尻正友君） 休憩いたします。

午前十時二十九分 休憩

午前十時四十一分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

○二十三番（岩男三男君） 今までの答弁で、到底納得できるものではありません。本来、年度の最終にこのような予算を、何ら議会に対して説明もなしに上げてくる。大変に問題がある。なぜ途中で調査会なり、あるいは議会に対して、こういう経過になっていますという報告をしなかったのか、非常に疑問がある。こうした当初予算で上げてくる予算の重み、そして予算の執行、そうしたことに対して当局としては、もう一度認識を新たにして取り組みをしていただきたいと思います。この件について総括して助役、答弁を求めます。

○助役（安倍一郎君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、当初予算でお認めをいただきました予算の執行を最終まで延ばしまして、しかもこういうような状況に立ち至ったことについては、議会に対しましてまことに申しわけない、こういうふうになっております。

私どもといたしましては、これも議員御指摘のとおり今ありましたように、いろいろな、部長からも課長からもお答えを申しあげました理由はあるのでありますが、それにしろ、いずれにいたしましても、これまでここに至るまでに調査会等をお開きいただきまして、そのい

ろいろな事情を調査会で早目に御説明を申し上げ、議会の御理解をいただくべきであった、こういうふうを考えております。

今後こういった事態を招くことのないよう、執行に当たりましては万全を注意を払っていきたい、このように考えておりますので、ぜひこの点、今回のこの件については御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○二十三番（岩男三男君） 一応、今の助役の答弁で納得できるものではありませんけれども、今後の取り組みを見させていただきまして、きょうは議案質疑でありますので、また委員会等でこの問題については質問をさせていただくことにしまして、以上をもって質問を終わります。

○十一番（高橋美智子君） 老人福祉事業について質問いたします。一般会計の補正予算、三十一ページ、老人福祉事業費について質問いたします。担当課の方、お願いいたします。

この老人福祉事業費については、特にこれは委託料でございますが、生きがい対策というか、介護予防のためにいろいろな支援をする事業が、ほとんど減額というか、不用額として残っている。大変数が多いと思うのですが、特に〇八二六の生きがい活動支援通所による経費とか、それから〇八四五の家族介護用品支給に要する経費の減額につきまして、なぜこのように不用額になったのか、そのところを説明していただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今回の減額の理由でございますが、例えばこれは寝たきり老人介護見舞金とか、そういうものは三万円の支給をするわけですが、これは百八十人を見込んでいたところ、三月末で百二十五人と、いわゆる利用者が少なくなったというふうなことでございます。例えば次に生きがい活動支援通所に要する経費も、これも減額でございますが、これにつきましても利用者が二千人弱少なくなったということで減額しているものでございます。

ちなみに、先ほど申しました家族用品の支給に要する経費の減額でございますが、これは当初一人頭十万円以内です。四十人で四百万円を見込んでいましたが、今年度の見込みでは二十六人と、これまた利用者が激減したものでございます。また、それと利用額が十万円以内ということで、助成金を利用する方の助成金額が下回ったのも理由の一つと考えられております。それでもこのような事業の減額であります。高齢者福祉という観点から、いつでもだれでも受けられるように多くの予算をいただき、住民ニーズにこたえられるように体制づくりをしているのが現状でございます。またPR活動にも多く力を注いでいるものでございます。

○十一番（高橋美智子君） この介護予防的な事業については大変評判がよくて、皆さんが好評といたしますか、望んでいるということはもう十分わかっているのです。そしてこの数値が、私は希望された数が実際

に減ったからこういうふうになったという、それだけ見ればそうだと思います。しかし本来は、やはり介護用具なんかにつきましては、かなりPRが不足というか、知らない人が大分あります。そしてその中でした分だけ、当初の人数よりも減ったということは、やはり利用というか、人はたくさんいるのだけれども、供給するまでの宣伝と申しますか、そういうものが、やはり私は高齢者福祉課の方たちはやっぱり努力が足りなかったのではないかと思うのです。というのが、これはかなりの、ほかの市町村に行ってみましても大変いろいろなことがふえているわけですね、実際に。それを今度、これはもう補正だけですから、十四年度の予算のあれを見ましても減額したような形で出ているので、これは減らさないで、やはり本当にこういう介護を受ける前段のところで、きちんと市町村が手当ををしなければおかしいのではないかというふうに思いますので、こういうのをもう少し宣伝と、それから皆さんに徹底するような指導をやはりすべきではないか、そういうふうをお願いをしておきます。

では次にまいります。私立大学・短期大学の施設設備に要する経費について質問いたします。関係者の方、お願いいたします。これは、どの大学に一億のお金を、どういう内容で出すのか。それから、それになったいきさつについても説明をお願いしたいと思います。それから、国や県の割合もどれくらい出るのか、お願いいたします。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

この私立大学・短期大学施設整備補助金でございますが、学校法人別府大学から交付要望がございまして、その内容としましては、四号館講義棟の改修、また三十四号館講義棟の新築、食物栄養学部実習棟の新築、この改修・新築工事を含めまして総事業費が十一億九千八百万円程度となっております。

そこでこの経緯と申しますか、国・県というような割り当てということでございますが、国の方からはありませんが、県の方としまして、昨年の十二月二十日ではございますが、交付金額について決定通知書を別府大学に送っている状況でございます。

○十一番（高橋美智子君） これは何か前にほかの、例えば亀川の短期大学のそこにもこういうようなものが必要とする場合には、同じようにこういうふうな補助金が出るのか、それについてお答えしてください。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

現在、別府市私立大学・短期大学施設整備費補助金交付要綱というのがございます。その要綱の中に該当しますと、当然のことながら申しますか、その事業内容等が交付要綱の中で完全にクリアできましたら交付するような形になるのではないかと考えております。

○十一番（高橋美智子君） 国からの要綱であるから出すということで、ちょっと私は……、栄養士の問題ですかね、そういう課の設置について、別府市はやはりこの栄養科ということが、食物科と申しますか、そんなのが必要であると、そういう需要があってこの大学を、この科

に対して期待をして、この科に対しても補助金を出そうという協議はされたのかどうかわかりませんが、この栄養科というのが管理栄養士の資格なんかも大分県はほとんどされてないという実態で、特に別府市は御存じのように行政の方の管理栄養士の枠といいますか、そういうのはほとんど不足している。ただ普通の別府市内の病院とかいろんな施設では管理栄養士がいるわけですが、行政なんかにはない。そういう中で別府市がお金を出すならば、それはやはり必要であるからということであれば、もちろん学校はこういうふうに設置して科をつくるということはいいと思うのですが、そのところは、ただお金は出すけれども、実際に行政はそれについては、そういう管理栄養士の人たちの職業といいますか、そういうことは余り、ほとんどの採用はされてないわけですね、行政の中に。だから、こういうふうに科をつくった以上は、別府市もかかわって行政としてもやはりその人たちの後もきちんと採用というか、そういうようなことをするための需要であろうと思うわけです。ですから、その点についてはどういうふうを考えているのかをお聞きしたいと思います。

○企画財政部長（須田一弘君） 今回の別府大学に対する補助金につきましては、本市でつくっております補助金の交付要綱に基づきまして交付するものでございまして、その中の条件といたしましては、まず学部・学科の新設あるいは増設ということが一つの条件で、さらにこれに加えて収容定員がふえるというような二つの条件を満たした場合に、この補助要綱におきまして交付するものでございます。

先ほど御質問のありました管理栄養士というようなことで、これについては本当に新たな学科であろうと私どもは、本市内においては非常に新しい学科であろうと十分に認識しているところでございます。これについて、やはり本市においてもいろいろな職種がございますので、今後の職員の採用計画の中でやはり市内にこういう大学がございますので、こういうことも十分に配慮しながら計画をしていくべきものとする次第でございますが、あくまでも今回は補助要綱の条件にマッチしたということで交付するものでございます。

○十一番（高橋美智子君） 今言ったように補助要綱のことについては、もう十分わかっております。ただ今言ったように、別府大学はいろいろな科をつくって今いろいろなことに努力しているのはわかるのですが、実際にそれを採用する側のところの窓口がほとんどないわけですね、栄養士なんかの。それで、せっかく補助金を出して人数は、大学生はたくさんするけれども、つくるときだけはそういう形であるけれども、実際に後までは面倒を見ないという言い方は失礼かもしれませんが、別府市にとって必要だからその科をつくるのであるから、やはり行政もそれに対して携わっていくような形をぜひいただきたい、そういう要望を申し上げておきます。

それでは、次にまいります。最後でございますが、学校管理費についてお尋ねします。五十ページの〇八四二の市立学校の統合に要する

経費の減額について質問いたします。

この統合についていろいろな中で、話し合いの中で敷地のこと、測量のこと、それから地質調査についていろいろ心配をされましたけれども、それはほとんど難なくさっと浜脇小学校に決まった経過がございますけれども、ちょっとこの中で見て、基本計画設計委託料や、それから特に私はこれはなぜなのかなと不思議に思うのは、当初予算の実設計委託料というのがかなり不用額として残っています。これについて余り多いので、こういうような特に学校施設設備の経費に要する減額が、不用額がこういうふうにも多いのかなといろんなことを、大規模改修を見ても特に思いますし、このことについて説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

○八四二の市立学校の統合に要する経費、これの委託料の実設計委託料でございます。当初予算で三千二百九十一万八千円を計上させていただいております。これにつきまして入札の結果、一千五百二十万という結果になりまして、差し引き一千七百七十九万八千円を今回減額をお願いするものでございます。当初予算につきましては、建築設計の基準に基づきまして予算計上をお願いしたものでございます。

○十一番（高橋美智子君） だから、半分ぐらいの額で済んだというのは、それが当初予算に立てた計画が、何か形が変更されて大変小規模になったとか、そんなことはないのだろうと思うのですけれども、それを心配するわけですけれども、こんなに半額で済んだというのは、何か初めの計画が適当ではなかったのではないかと、そういうふうに思うのですが……。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

契約検査課といたしましては、事業原課から上がってきました設計金額をベースに予定価格を作成して入札に付した結果でございます。

○十一番（高橋美智子君） 契約検査課では問題はない。その額で落ちたからというのは、もう当然そうだろうと思うのですけれども、だから最初の計画のときにその金額が妥当だったかどうかということが、ちょっといろいろ学校大規模改修なんか見ても、何となく全部が残る、不用額で残すという一つの何か目的があるような感じがしてならないのです。それでそういうふうにお尋ねをしましたので、これからはやはりそこら辺の余り差がある計画といいますか、基本計画というのは、ちょっと問題があるのではないかと、そういうことを指摘をしておきたいと思います。

○四番（平野文活君） まず、地方交付税のことについてお伺いします。

一般会計補正予算の十一ページですかね。二億九千八百八十五万二千元という補正額が出ておりますが、そして合計で八十六億四千八百八十五万二千元というふうに交付税の金額が決まっておりますが、昨年度との比較ではどうでしょうか。どれくらい減らされたのでしょうか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

交付税におきましては、普通交付税、普通地方交付税、特別交付税がございます。そういう中で現在決まっておりますのは普通地方交付税でございますので、普通地方交付税の方から御説明申し上げます。

十二年度決算におきましては八十九億二千六百二十四万三千元、十三年度におきましては八十二億九千八百八十五万二千元。この差におきましては、六億二千七百三十九万一千円の差がございます。

そういうことで特別交付税におきましては、三月にならないと決定いたしませんので、今のところ額の決定はございません。

○四番（平野文活君） 今、小泉改革というようなことで地方交付税の削減ということがやられておりまして、別府市でいうと十二年度から十三年度との比較は、六億円を超えた減額ということになっているわけで、別府市にとって四百億円ちょっとの予算の中で六億円の削減というのは極めて大きい、財政的にも痛手になるのではないかというふうに思うのですね。この削減分について臨時財政対策債というものが、またこれは二十六ページですね、二十六ページに組まれておりますが、この対策債というのはどういう性格のものであるのか、お願いします。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、端的に申しますと、交付税が落ちたものに対して臨時財政対策債の発行ができるということでございます。ちょっと申し上げますと、平成十三年度の地方財政対策においてこれを見直しまして、国と地方の責任の分担を明確にするという観点、そういうことからいたしまして、今まで国と地方が折半して暮るもろを補てんするということになりました。そういう中で、臨時財政対策債というのが発行されるように十三年度からなったわけでございます。そういう中で、この臨時財政対策債の発行におきましては、当然基準財政需要額の中にも含めるということで、交付税の算入があるということでございます。要するに元利償還金相当額についてでございますが、そういうことで臨時財政対策債につきましては、投資的経費以外の経費につきましても充当できるということで、地方財政法の第五条の特例ということで、現在はそういうことで改正が行われているということでございます。

○四番（平野文活君） 六億円の交付税を削って、この臨時財政対策債は合計で五億二千四百八十万円というふうに十三年度では組まれておりますが、交付税は六億削ると、だからその分は地方で借金をしなさいということで、この臨時対策債というのが組まれていると思うのですね。地方の自立ということを言いながら、あるいは地方分権というようなことを言いながら、いふなら地方をいじめるというような、そういう予算に十三年度も、あるいは十四年度の予算もそういう方向のようでございますが、そういうやり方に対して別府市としては、どういうふうな見解を持っているのか。何らかの対応をしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

交付税におきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差ということでございます。まず十三年度におきましては、十二年度の国調の人口を使っているのが十三年度から反映されております。そういう中で、約二十項目が国調人口を使っております。人口にいたしますと、約千七百人程度落ちてきております。そういう中で、基準財政需要額の中で約一億一千万程度が人口の減で落ちてきております。そういうことで基準財政需要額、収入額の差ということで約一億程度、それから先ほどから申し上げております国のそういう見直し、臨時財政対策債の発行に伴う基準財政需要額の中におきまして、企画振興費の中の人口を使っている分が四項目程度でございます。そういう中で、臨時財政対策債というのが発行されてきているわけでございます。そういうわけで先ほど議員さんが申し上げましたように、五億程度の臨時財政対策債というのが、発行の許可が得られているというところでございます。

そういう中で、先ほどからその差についてということでございますけれども、基準は、基準財政需要額と収入額の差で約六億程度落ちてきた。その中で五億二千万程度というのが臨時財政対策債で見込まれているということでございます。そういう中で先ほどの差というのが若干ありますけれども、人口比で計数が落ちてきた。そういうようなことで一億一千万程度落ちたということで、私の方はとらえております。

- 企画財政部長（須田一弘君） この地方交付税の削減について、本市としてどのような対応をしているかということにつきまして、お答えをさせていただきます。

地方交付税につきましては、小泉内閣のいわゆる行政改革あるいは財政構造の改革というような中で、いち早く平成十年度から地方交付税の切り込みということで、先ほど申されましたように率にすると約五%の減額をされておりますが、これについては地方を通ずる全体の財源不足を全部地方に持たせるのではなくて、そのうちの半分は国が持とうということで、とりあえず国の方が、当面の財源がない関係で地方の方に臨時財政対策債を発行しなさいよ、ただしそのうちの半分につきましては、後年度にまた別に地方交付税ということでお返ししますから、というようなことでこの制度ができたわけでございますが、私どもといたしましては、ただ単に地方交付税だけに目を入れて、そしてこれをカットするということではなくて、現在、国の方でも地方分権とか言われておりますが、これについては、権限委譲というのはかなり進んでいるところでございますが、財源の委譲というのがほとんど進められていないような状況でございますので、これにつきまして、やはり国・地方を通ずる全体の財源制度、地方に対する財源を譲与、財源を分与するべきだというような考えのもとに、これにつきましては、一地方公共団体といえますのはなかなか力が弱いということで、本市におきましては全国市長会という全国の市で組織してありま

す市長会の一員となっておりますので、大分県市長会さらには九州市長会、そして全国の市長会というふうに、私どもの考えを十分に機会あるごとにお伝えして強く要望しているところでございます。

- 四番（平野文活君） 説明がありましたように、交付税をこれだけ削ると、これだけの財源が不足するだろうから借金を認めますよ、その分の何ぼかは後でまた交付税でお返ししますよというような仕組みですね。

課長にもう一つ質問しておきたいのですが、この五億二千四百八十万円の臨時財政対策債というのを借金でしたわけですが、その時点でもう一億の交付税との差が出ていますね。これは先ほど説明したのでわかりましたが、この借金をした五億何がしというのは、どの程度後年度で戻ってくるというふうに見通しがあるのか、お尋ねします。

- 財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

この臨時財政対策債におきましては、元利償還金につきまして、後で基準財政需要額の中に算入されるということでございますので、今のところ何ぼ戻ってくるというのは、今の段階ではちょっとわかりかねます。

- 四番（平野文活君） だから、ますますひどい制度だと私は思うのですよ。交付税を六億削る、その穴埋めとして五億の借金を認めますと。その借金の穴埋めに対して、国は十分な手当てをしない、こういうことですね。ですから、そういうこの地方財政へのいうなら圧迫というか、こういうことに対して市長会を通じてというふうなことを答弁いたしました。地方分権とか地方の自立とか言いながら逆行する、改革と言うけれども、逆行しているのではないか。これははっきりやっぱり別府市としても国に物を言う必要があるのではないか、あるいは私らは共産党として議会の決議を提案をしましたが、残念ながら採択されませんでしたけれども、私は、議会としてもそういう意思ははっきり言うべきだというふう思うのです。

地方交付税というのは、一体どういうものでしょうかね。私の理解では、市町村によっていろいろ税収の違いがある、しかし全国どこでも平均的な行政サービスができるようにということで交付税を財政力に応じて配分する、そういう趣旨だと思うのですよね。ですから、そういう趣旨だと平均的な行政サービスというものを、交付税の削減ということは、下げなさいということにつながるのではないかと思うのですが、ですから、そういう交付税の趣旨からしても明確な意思を、別府市として国に物申す必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 企画財政部長（須田一弘君） このことにつきましては、先ほども申し上げましたように、私どもといたしましては、一つの独立した公共団体として、やはり何らかの形でとるべきものと思うところでございますが、何せそういう力関係から見ましたところ、なかなか弱い立場というのは変わらないところではございますが、やはり組織を通じて今

後もこの交付税制度の趣旨、さらには全体を通ずる、地方・国を通ずる財源等の見直しにつきまして、十分に国の方に訴えてまいりたいと考えておるところでございます。

- 四番（平野文活君） 国が、赤字国債の発行額を三十兆円以内に抑えるというようなことのしわ寄せが、こういう形になっているのですが、国は赤字国債の発行を抑えて、地方で赤字地方債をふやさないかと、こういう内容ですね。ですから、これはぜひそういうやり方に対しては強い姿勢で意思表示をするように求めて、次にいきたいというふうに思います。

堀田温泉の問題で、特別会計の五十八ページ。これについては、先ほどの岩男議員の質問で内容はほぼわかりましたが、私は県土木で調査をしました。そうしたところ、県の工事のおくれということをおっしゃっていましたね。この県の工事のおくれというのはどういう内容なのか、もう一度お願いします。

- 温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

堀田温泉の道路のおくれでございますが、昨年県土木の方と協議をいたしております。そのときに平成十三年十二月十八日、最終的に私の方も行きまして、堀田温泉建設用地のところの道路の拡幅工事はどうなるのだろうかということでお尋ねしたところでございます。そこにおきまして、平成十四年度から建設用地の前の道路ができる当初計画であったところ、先ほど二十三番議員さんに申し上げたように、道路整備、入り口のところの整備を私の方は十五年一月オープンに合わせて拡幅整備を行っていただきたいという協議もしております。

- 四番（平野文活君） 県の工事のおくれによって、大型温泉の建築のための進入路ですね、建築工事のための進入路ができない、おくれしているというふうに聞きましたが、そういうことではないのですか。

- 観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

当初の予定では十五年の一月オープン、十四年の十二月に完成ということで計画を本事業につきましてはしたわけでございます。その時点での土木事務所との協議につきましては、堀田温泉の建設予定地からインターに近い横断道路の方、山手線の二斜線につきまして工事を完了するというところで協議をしてきたところでございますが、先ほど課長からもお答えいたしましたとおり、その後、県土木の用地買収等々の影響によりまして、山手側の二車線の道路が完成しないということで、私どもといたしましては、先ほどもお答えをいたしておりますが、建設用地の進入路等につきましても工事のおくれということになりますので、協議する中で、堀田温泉建設予定地の一番入り口から三百メートルぐらいですか、十四年度工事として着工していただくと。したがって、先ほどからお話しいたしておりますとおり、その辺の御協議が整いまして、来年度早々六月、七月ごろには私どもも着工できる、こういう状況でございます。

- 四番（平野文活君） 私が県土木にお伺いしたところ、その大型温泉の

予定地からずっと上に向かって横断道路につながる予定ですね。その区間全線、十四年度中に完成と、道路の開通ですね。という予定だった。ところが、先ほどの岩男議員に対する答弁では、十六年ぐらいまでに延長というふうなお話でしたけれども、私が聞いたところ、その十四年度中の完成はできないと今の時点では判断しているが、いつまでかかりますかと、その見通しを聞いたところ、「その見通しが今持てないであります」というお話でした。ただし、今、部長も答弁しましたように、進入路の部分、温泉の予定地の近所数百メートルですね。

「これは何とか十四年度にできる見通しです。ですから、七月か八月ぐらいにはその進入路の確保もできそうです」というような答弁でございましたよ。ですから、私が前の議会でも質問といたしますが、言っておきましたけれども、いわゆる堀田温泉をめぐる今裁判がありますね。地元用の温泉も残してくれ。大型温泉は大型温泉でいいけれども、というようなことで住民の運動がありますが、そういう――いうならトラブルですよ――トラブルとこの県道の拡幅工事のおくれということが、何らかの関連があるのではないかというふうに私は思っておりますが、そういうトラブルをいつまでも置いておくと、それこそ県にも迷惑をかけるようなことにもなりかねないのではないかというような警告といたしますが発言をしておきましたが、事態はそういうふうな雲行きが見られるのではないか。ですから、進入路が確保できれば温泉はできるでしょう。しかし、県道の開通ということに対して、大変悪影響を与えるようなことになるのではないかなというふうな観測もしているのですが、そこら辺はどうですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、進入路につきましては、協議の上、私どもは工事に影響しないような形で施行していただけるというお話をいただいております。

さらに、十六年度といたしますのは、私どもはやはり完成いたしますと、上下線とも完全に拡幅が完了いたしまして交通がスムーズにいくということが、やはり形状の問題等を考えましたときによろしいわけで、そういうことを含めましてお願いをいたしております。ただ十六年度も、これは確約というふうにできればいただきたいわけですが、やはり今日までのおくれ等もいろいろな状況の中であるわけでございますから、そういう方向で御努力をお願いしたいというお願いをしているところでございます。

それから、トラブルといたしますが、現在裁判になっている件もございしますが、これにつきましては、すでに五回の裁判が行われております。私ども、管理事務所等につきましては、もうすでに補償交渉が終わりまして、何ら県に御迷惑をかけるような状況になっておりません。それと東温泉の部分につきましては、現在建設予定地のお宮といたしますが、別府側の方にございますが、これにつきましても平成十四年度に用地交渉ということでございますので、この東温泉の裁判等が今回

のおくれに影響しているというふうには全く考えておりません。したがって、十四年度にそういう県からのお話があれば確に対応してまいりたい、このように考えております。

- 市長（井上信幸君） 先ほど来、堀田温泉につきましての御質疑がございました。簡単に言うと、土木事務所の方が、当初約束どおり堀田温泉の方から上に向かって工事を完成させると。それは十五年一月までに完成させるという約束でスタートしたわけです。どこでどう変わったか知りませんが、先月私が報告を受けたときには、上からになっていたというわけです、工事が。それでは、いろんな工事期間中の搬入・搬出ができないではないか。まして約束どおりしてもらわなければ困るではないかということ、一月に私はその旨を助役以下に指示をいたしました、なぜそうなったのか、途中でと。そうしたら、土木事務所の所長がかわったということですからね。そんなばかな話ないではないか、なぜ当初から、変わったら変わったで、その工事変更があったらなぜ一々我々に報告しないのか。これが一つの要素でございます。そうしますと、その間に買収する予定地がなかなか応じてくれないので手間取りましたということなのですね。それで私どもが、それでは工事着工するだけの体制をとってほしいという嚴重な申し入れをいたしましたら、今度、温泉を建設する区間をとりあえず着工しようという返事が返ってきたわけです。

実施設計がおくれたということに対しては、先ほど助役からも答弁がございましたが、いずれにしても、逐一私どもにその報告を、必要とすべき報告をしなかったこと自体は、私はいかななものかということで嚴重に土木事務所に申し入れをするように、このように指示を出しております。こういう経過でございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 四番（平野文活君） 市長が今説明しましたように、最終的におくれたけれども、十四年度中には工事関係のところは、大型温泉の工事に支障がないように、その部分を先に工事をする、進入路もつくりますと、こういうことになりましたから、十三年度予算は十四年度予算に繰り延べする結果になりましたが、いずれにしても工事ができる、こういうことになったわけですね。ただ問題は、なぜそういうふうにおくれたのかと。それは今、部長も市長も言われた用地交渉の難航というものもある。結果的には温泉の工事はできることになったけれども、まだ道路の開通という点では見通しがたっていない。その見通しがたっていないのは、予算の関係でも何でもなし。用地交渉の行き詰まり。その開通ということについては、ではその用地交渉の合意というのは、どの程度の見通しですかと聞いたら、それが困って、見通しがありませんよと、こういうような返事。ですから私は、東温泉云々という住民の要望と、いや、市の方はこんなことはできませんという、それが裁判にもなるというような、そういうトラブルとこの用地交渉の行き詰まりというのが、関連性がなければいいですよ。だけれども、私は

よくよく市の方も実態というか内容を調べていただいて、温泉はできたけれども道路は開通しない、いつまでも開通しないというようなことでは、県ももちろん困るし市も困ると思うのです。やっぱりそこら辺はよくよく解決方法を熟慮するということが必要だということを申し述べまして、質問を終わります。

○二十四番（原 克実君） では、補正予算について二、三点に絞って質問をしていきたいと思えます。

まず、一般会計の補正予算の中の三十六ページ、保健衛生費からお尋ねをしたいと思えます。この中に予防接種に要する経費の追加額五百六十九万一千円、それから健康診査に要する経費の追加額三百六万六千円が計上されておりますが、これについて説明を願いたいと思えます。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

最初のインフルエンザに要する経費の追加額でございますが、これは平成十三年十一月一日に予防接種法が改正になりまして、インフルエンザを実施することとなりました。本市におきましては、十一月七日より実施したわけでございますが、当初は見込みが、六十五歳以上の老人が二万八千六百八十三人で、そのうち大体三割ぐらい接種するだろうということで八千六百五人を予定しておりました。しかしながら、いざ実施してみますと、十一月が七千六百七十六人、十二月が三千四百八十一人接種しまして、合計一万一千百五十七名の接種者ございました。これは率にしますと三八・三%で、一月からまだ三月まででございますので、これでは不足するということで、一応見込みを一万三千人と見まして、それに対するワクチン代の五百六十九万一千円をお願いするものでございます。

次の健康診査委託料でございますが、健康診査には基本健康診査とか肺がん健診とかいろいろございますけれども、昨年よりも見込みが、検診を受ける数多くて委託料が足りなくなり、三百六万六千円の補正をお願いするものでございます。

○二十四番（原 克実君） このインフルエンザにつきまして、本市としては非常に取り組みが早かったと、このように私は思っております。このインフルエンザというのは、六十五歳以上の高齢者が当然対象になると思うのですが、そのインフルエンザの予防接種の受診率が三十数%。これは昨年の十月の国会でインフルエンザの予防の改正が、予防接種の改正ということで国会を通過して、十一月七日からこれが施行されたということで、取り組みが別府市としては非常に早かったと、このように思っております。ただ、インフルエンザというのは、大体十一月ごろから冬場に入ってから非常に猛威を振るうということで、早目の接種ということが非常に有効だと言われておりますので、昨年の十一月から取り組み、そして現在に至って接種をする方が非常に多かったということで補正を組んだということでございますけれども、この予防接種について実際これは一部個人負担があると思うのですが、

公費がどの程度で、大体この予防接種は医者によってだんだん違うと思うのですが、三千円から五千円くらい通常かかるそうなのですね。そのうちの公費負担は何ぼで個人負担はどのくらいになるのですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

減免措置があるのでございますが、生活保護世帯とか市県民税の非課税世帯については減免で無料となっております。それ以外の方につきましては、一応個人負担は千円をお願いいたしております。

公費負担……ちょっと意味がわからなかったのですが、この予防接種につきましては、国の法に基づいて接種いたしますので、地方交付税の算定措置になると聞いております。

○二十四番（原 克実君） それで公費負担になるのですよ。ですから私が言うのは、非課税世帯は要するに無料ということですね。課税世帯が千円の負担でいいということですか。はい、わかりました。

ただ、別府市に六十五歳以上のインフルエンザの対象者は、現在何名。

○保健医療課長（伊南忠一君） 先ほどの当初補正予算を計上するときにお願ひしましたときには二万八千六百八十三名。これは平成十三年の六月現在の人数でございました。現在は一月末現在で二万九千百三十四人となっております。

○二十四番（原 克実君） これは特に私たち公明党が、国会において今回の予防に対する法令改正をしていただきたい、法律改正をしていただきたいということで要望したのが、昨年十月の国会で実現したわけなのですね。問題は、近年冬になると特にインフルエンザが充満して、多くの高齢者が死亡するという痛ましい事故が多発したということの中から、この予防接種は今までどちらかといえば、日本は欧米諸国から比べて非常におくれておった。しかもワクチンの生産量も先進国の中では最下位だった。そういう中で今回、インフルエンザのワクチンの有効利用というものが非常に保障されたということの中から、幼児を含めて高齢者の予防接種ということに国が踏み切ったというのが、この背景にあるわけですね。ですから、公費負担それから個人負担と所得によってさまざまあると思うのですけれども、やはり特に昨年の十一月からこの接種が始まったわけですが、特にまた新年度予算にもかかってくることですけれども、できるだけ多くの高齢者にこれを周知徹底して、予防接種が、できれば一〇〇%ということはこの地方自治体もないかもしれませんけれども、当初一万三千人ですか、予定しているということですが、できるだけ多くの方がこの予防接種をしてインフルエンザにかからないような体制をとっていただきたい、このように思います。

では、次に移ります。次は一般会計の三十八ページ、清掃費の中にごみ減量化及びリサイクル推進に要する経費の減額というのがあります。三百十九万円ですが、これについて説明をお願いします。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えします。

ごみ減量化及びリサイクルの推進に要する経費の減額の中身ですが、資源中間処理委託料と申しまして、缶・瓶・ペットボトル、その収集をやっているわけですが、そうした中で収集量が、最近の不況の影響があるかどうかわかりませんが、収集量が減っておりますので、減った分に対する処理料の減額ということで補正をお願いしております。

それから、資源回収奨励補助金につきましても、同じ内容で子供会とか老人クラブとか、そういう団体が収集作業をやって有価物として処理しているわけですが、そうした中で最近の市価といいますが売価といいますが、そういうことの値下がりの影響もあるのだと思いますが、同じく収集量が減っているというか、取扱量が減った段階でありますので、補助金の減額という形に対応させていただいております。

○二十四番（原 克実君） ごみの減量ということは、やっぱり私は地方自治体における施策の中では非常に大事なことではないかと思うのですね。そういう中で清掃業務課としては、ごみ袋は周知徹底はしているけれども、まだまだ私はリサイクルの方法、やり方、これが資源ごみの価格が下がったからとかいうことではなくて、なぜリサイクルをしなければいけないかということをやったり消費者の方、それから子供会とかいろんな町内会の方に周知徹底して、その中から有効なリサイクル方法というものを推進する必要があると思います。ただいたずらに予算を上げて、収集量が減ったから減額しましたというのではなくて、やっぱりリサイクルとは何のためにするのか、なぜしなければいかんかということをして、できるだけライフスタイル、要するに家庭から出るごみを減量することが本来の目的でありますので、まだまだ私は、資源ごみのリサイクル率は一〇〇%に達してないと、このように思います。そしてまた、生ごみの中からも私は、まだまだもっともってリサイクルする要件というのは非常に大きなものがあると思います。そういうところを徹底してやはり清掃業務課は今後取り組む必要があると思いますので、ただ減額にこだわるのではなくて、今後の推進方法、これについてしっかり取り組んでいただきたい、このように思います。

一応一般会計は、これで終わります。

次に、特別会計の方の介護保険特別会計補正予算、この中から何点が絞ってお尋ねをしたいと思います。

今回、補正に組まれておりますけれども、介護保険歳入歳出双方ありますけれども、今回、介護保険の最終補正ということになりますけれども、介護保険には特別徴収と普通徴収があります。この特別徴収、普通徴収の実際決算見込額といいますが、収納額と徴収率がわかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険料の収納額ということですが、予算現額に対する収納ですけれども、全体で七億三千四百九万四千円予算を組んでおりますが、

実際七億五千九百万ほど入る計画であります。そういった中で収納率ですけれども、調定が七億七千八百万を現在見込んでおりまして、最終的には九七%前後と今考えております。

○二十四番（原 克実君） この収納率の九七%というのは、介護保険が始まって二年目ですけれども、大体県下の状況から見ると、この収納率は別府はいい方ですか、悪い方ですか。その点をお尋ねします。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

昨年の例で言いますと、県下では悪い方だと思います。

○二十四番（原 克実君） 課長、悪い方だと言ってもわかりませんが、県下で介護保険の徴収率のいいところは、大体どのくらいいいところですか。それは一番いいのは一〇〇%ですよね。十一市の中でどういう位置にあるか。そこをお知らせ願いたい。○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

いいところだと、九九%いっております。平均で見ますと九八%台というふうに認識しております。

○二十四番（原 克実君） そうしますと、県下では九九%近くの収納率、別府は九七%。若干収納率が、二%ほど落ちております。そうなりますと当然、滞納繰り越しというものが出てくると思うのですが、十三年度末で要するに滞納繰り越し分は大体どの程度見込んでいるのか、その点をお尋ねします。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

約二千万を見込んでおります。

○二十四番（原 克実君） これは、介護保険というのは、やはり保険料をもとにして介護保険のサービス提供をしているわけですから、できるだけこれが一〇〇%に近づくということが理想的ですけれども、やはり何かの事情でやっぱり介護保険料を納められないという方もおると思います。こういう事情はありますけれども、できるだけ県下の平均に近づけるような徴収率の方法を模索していただきたい、このように思います。

それから、今回介護サービス費というのがずっと、ざっと計算しましたら二億四、五千万計上されております。この介護サービス費がこれだけ計上されたということは、私自身は、介護保険のサービスが対象者にある程度周知徹底できたことではないかと思うのですが、この点はどうなのですかね。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険制度がスタートして間もなく二年がたとうとしております。以前と比較しまして、介護サービスを利用する人の数、それから一人一人の利用する介護サービスの量、それから介護サービスを提供する事業所、こういったものがふえております。当然、今後も伸びていくというふうに見ております。

○二十四番（原 克実君） 確かに介護保険が導入されて二年目を迎えまして、介護保険に対してのある程度の内容というものが周知徹底でき

たということで、この介護サービス料が、給付というものがふえてきているということはわかります。ただ問題は、この内容はわかっておいても仕組みのはざまの中に陥る特に高齢者、低所得者の方々は、やはりこのサービスが受けられないという方も結構私はおると思うのですね。だから、そういう方に対する救済措置、やはりセーフティネットを張っていくことが、私は今後介護保険に課せられた大きな課題ではないかと思うのですよね。要するに、いかにこういうことを市町村がきめ細かな対策を講じていくかということが大事なことだと思います。これは当然、介護保険のサービスを受ける方の問題ですけれども、これは一割負担、現状あるわけですが、問題は保険料の問題ですね。これについても非常にやっぱり低所得者の方は、保険料にしてもサービスの給付の一割負担にしても、なかなか受けきれないという方が多いのですね。それで私たちも一月十五日に市長に対して、この介護保険料の軽減ということで要望させていただきまして、新年度の中でそれにこたえていただくと私たちは確信しているのですけれども、それを含めて、では今回十三年度の補正予算の中で、予算を含めて一番最後にあります八十三ページ、基金の積み立ては十二年度、十三年度末で大体どの程度になるのか、その二点についてお尋ねしたいと思います。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

基金につきましては、現在、介護保険財政の安定化を図ることから、介護給付費準備基金を設置しております。そういった中で平成十二年度から十四年度までの事業期間内の給付費の変動に対応するために初年度の黒字額、これを準備金として充てております。現在一億八千六百六万七千円を保有しております。これにかかる利子を今回減額しておりますけれども、本年度も当然黒字になれば一億一千万程度の積み立てができると。それを積み立てた後に、次年度以降の赤字に備えるということになるかと思っております。そうしますと、平成十四年度ですけれども、そういった積立金があれば当然、保険料の軽減についても平成十四年度の実施に向け条例改正を今回の十四年度で提案をしたいというふうに今予定をしております。

○二十四番（原 克実君） 平成十四年度で保険料の軽減ということを考えていただいているということですから、また新年度予算の方でお尋ねをしたいと思うのですが、ここに積立金が、基金の積み立てというものが二億九千七百万ほど計上されている。ですから当然、将来の介護保険の安定、または赤字ということの見込みの中で基金の積み立てをしていくことはわかるのですけれども、この保険料を徴収したというのは、やはりこれはどちらかといえば介護保険に対するサービスの内容、または先ほど私が言いましたように、サービスを受けたくても受けられない、そしてまた保険料が生活費に大きくなるのしかかるというような人たちについても、何らかのセーフティネットを図っていく必要があるのではないかなと私は思います。これを厚生省も平成十五年

度の中で見直しをしていくということですが、私は、こういう
はざまにおる人たちを救済するのはやはり市町村の役目だと、このよ
うに思っておりますので、今後、介護保険に対する取り組みの中でそ
ういう人たちの救済措置をひとつぜひ講じていただきたいということ
を要望して、終わりたいと思います。

○一番（猿渡久子君） まず、一般会計の二十八ページ、基金積立金につ
いて質問したいと思います。

今回、基金の積立金の追加額が六億出ているわけですが、今、
預金の利率が大変下がっているわけですが、この基金はなるべく利率
の高いところに預けるかと思うのですが、今、利率の高いとこ
ろでどの程度の利率になるでしょうか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

基金の運用ということでございますが、今、普通預金におきまして
は〇・〇二％だと思います。今、私どもが預けている分につきま
しては、〇・三五％で基金の運用をさせていただいております。

○一番（猿渡久子君） この一般会計の補正予算の五十六ページにも借入
金の償還費が出ていますけれども、これは借金の利率の高いものを返
すというものだと思うのですが、今、不況の中で市民生活が非常
に深刻になっています。そういう中で六億の基金を積み立てる、し
かもこれ公共事業費の基金と減債基金の積み立てですね。二つです
けれども、こういう積み立てを六億するというよりも、やはり利率の
高い市債を繰り上げ償還するというを今も随分してきているとは思
うのですが、頑張ってきているとは思いますが、さらにそれを
進めるとか、市民の要求にもっとこたえる予算に使うべきではないか
というふうに思うのです。

私たち先日、予算要求をしまして、共産党議員団として六十七項目
の新年度予算に対する予算要求を行っておりますけれども、その中にも
たくさんの市民の方の切実な要求というのを取り上げて要望している
わけですが、市民の方は今、市営住宅に入りたいという方が非常に多
いですね。あるときは一軒の市営住宅に九十人が殺到して九十倍の確
率だったということもお聞きしましたし、何度も何度も申し込むけれ
ども入れないという声もお聞きします。市営住宅に階段をつけてほし
いとか学校の改修とか、道路がでこぼこで、よくしてほしい、側溝を
よくしてほしい、あるいはこの四月から学校が週五日制になりますが、
学童保育の要求や三十人学級の要求などなど本当に切実な要求があり
ますので、これだけ余ということがわかっているのであれば、早い
時期にもっと市民生活の方に使うということができなかったのか、そ
の辺やはり疑問に感じるわけです。繰り上げ償還をさらに進めるとい
う点について、どうでしょうか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

繰り上げ償還ということで、今回の補正の方で一億七千万ほど上
げさせていただいております。そういう中で私どもといたしましては、

本年度では一億七千万でございますが、昨年度におきましても繰り上げ償還を五千六百万ほど行っております。そのまた前でございますが、平成十年度におきましても六千五百万、平成九年度におきましても四千九百万程度ということで、繰り上げ償還につきましては順次私も計画的にやっているところでございます。今回の補正につきましては、利率の高い、四・四%から四・九%のところの単独事業のものにつきまして、三件ほど繰り上げ償還をさせていただいたということでございます。

今後におきましても当然、私どもは、繰り上げ償還というものは考えていけないといけないというふうには考えております。

○企画財政部長（須田一弘君） 基金の有効な活用ということの点につきまして、答弁をさせていただきます。

今回の基金の積立金の主な理由と申しますのは、年度の末でございますので、決算見込みによりまして三月補正の前に財政課長査定ということがあるわけでございますが、その中で本当にもう必要ではなくなったというもののみを減額をいたしておるところでございますが、この中には、主な経費といたしましては工事の請負や、あるいは入札の関係で工事の減額、あるいは特別会計の減額もありますし、さらに歳入におきましては若干の追加額をいたしておるところでございますが、このような歳入歳出におきますところの年度末の決算見込みによりまして、今回六億円を積み立てさせていただいたところでございまして、基金の今後の取り扱いと申しますか、これにつきましてはまた新年度でも御説明を申し上げるところでございますが、ただいまそういう御質問がありましたので、この場をお借りしまして新年度におきますところの基金の取り扱いも若干触れさせていただきたいと思っておりますが、これにつきましては先ほど来申し上げておりますが、非常に景気が停滞している中で市税さらには地方交付税が非常に減っている中で、別府の地域の経済をどのように活性化させていくかということで、これにつきましては市長からの強い指示もありまして、これまで積み立ててまいりました基金を思い切って取り崩しまして、そして緊急性あるいは必要性、さらには市民生活への密着度合い等々を十分に勘案しながら、今回新年度に向けましては道路関係とか、あるいは公営住宅関係とか学校建設関係、その他、中小企業対策等の面におきまして十分に基金を活用させていただくということで、新年度はそのような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○一番（猿渡久子君） では、特別会計の介護保険会計の八十二ページ、介護サービス費について質問をいたします。

この介護サービス費の追加額が二億四千万ほど出ているわけですが、これは計画に対して当初予算がかなり少なかったわけですが、八二%ほどだったと思うわけですが、市民の皆さんが払う、六十五歳以上の方が払う保険料というのは、当初の計画に基づいて積算をされているわけですね。十三年度の給付見込額、計画の給付見込

額というのは幾らだったか、答弁をお願いいたします。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

平成十三年度の保険給付費の総額は、五十六億五千九百万円を今見込んでおります。

○一番（猿渡久子君） 当初の計画ですよ。積算の介護保険料の第一号保険者の保険料の積算の根拠になった十三年度の計画の額は幾らでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

平成十二年度に、三カ年の事業計画を立てました。その際、平成十三年度で保険給付費の見込額というのをを出しております。それは、六十五億四千九百十六万六千円でございます。

○一番（猿渡久子君） 一期目の計画をつくったときですね。十二年度、十三年度、十四年度でその給付見込額を上げて、そしてそれをもとに三千二百十二円という別府市の介護保険料が出てきたわけですね。その保険料を今皆さんは払っているわけですが、そのときの計画は、六十五億四千九百万の介護サービスの給付があるだろうということを見込んで三千二百十二円の額が出てきたわけですが、今回、補正をして加えまして五十四億九千万ほどですか、そういう額が出てきているわけですが、この額は、計画の六十五億五千万に対して八三・八%ほどになるわけです。だから当初の予算よりも給付がふえた、サービスがふえたとは言いましても、当初の予算が非常に少なかったわけで、計画から比べると八三・八%ほどしかサービスが利用されていないわけですよ。だから私は、これはサービスの利用が少ないと言えると思うのです。このサービスの利用が少ない理由をどういうふうに見ていらっしゃいますでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

当然、制度が始まって二年程度しかたっておりませんので、浸透してない、普及してないという部分があるかと思いますが、最近では着実に伸びております。利用の形態も、かなり変わってきております。そういった関係で、今後とも給付についてはふえるというふうに見込んでございます。

○一番（猿渡久子君） 給付をふやしていかないといけないわけですが、私も、利用者の方の声をお聞きしますと、利用が少ないのは利用料が高いからということが一つ大きいと思うのです。だからこの利用を広げるために利用料の減免というのが必要だと思います。例えば、この中に福祉用具の経費の追加額が出てきていますけれども、この福祉用具についても、一たん立てかえないといけないわけですね。後から九割が戻ってくるという制度ですけれども、その立てかえが大変ということもあるわけで、私どもは立てかえないで済むように受領委任払いをとということもずっと言ってきましたので、そのあたりでやはり利用しやすいサービスになるように、保険料だけ払ってサービスは利用できないということがないように、やはり制度の改善をしていくべ

きかと思えます。その辺、利用料が高いからだとは考えるわけですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） 利用料は高いかということでございますが、制度の中で負担が一割というふうになっておりますので、それ以外、例えば高額になりましたら、高額介護サービス費の支給をしたり、それから以前ホームヘルプサービスを使っておった方につきましては、利用料を軽減しております。そういった関係でいろんな制度を取り入れておりますので、現段階で「高い」とか「安い」とかいうふうに思っておりません。

○一番（猿渡久子君） 高いというのは、特に低所得者の方にとって利用しにくい状況があると思うので、その辺は全国のたくさんの自治体でもう利用料の減免制度というのをつくっていますので、それは別府市としてもそういう努力をするべきではないかというふうに思います。

○議長（三ヶ尻正友君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分につきましては、お手元に議案付託表を配付いたしてありますので、これにより審査をお願いいたします。以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす二十八日から三月四日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は三月五日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時 三分 散会